

公布した条例一覧

令和5年

公布 番号	条例名
29	杉並区立公園条例の一部を改正する条例
30	杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例
31	杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例
32	杉並区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

杉並区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年10月16日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第29号

杉並区立公園条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区立公園条例（昭和51年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「占有する者」の次に「（第21条の7に規定する指定管理者から物件を設けない占有の許可を受けて占有する者を除く。）」を加える。

第17条第1項中「別表第5」を「別表第6」に改める。

第21条第1項中「第21条の7第2号」を「第21条の7第1号の規定による許可又は同条第3号」に改める。

第21条の7第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）第11条の規定により、物件を設けない占有を許可すること及び都市公園の管理のため必要な範囲内でその許可に条件を付すること。

第21条の9第2項中「有料施設」を「都市公園」に、「において、」を「において区長が定める占有料を徴収し、及び別表第6に定める額の範囲内において」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の場合における同項の占有料及び使用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。

第21条の13第5項中「指定管理者が」の次に「物件を設けない占有を許可し、利用料金を収受する場合又は」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「別表第5」を「別表第6」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「別表第5」を「別表第6」に改め、同項を同条第3項とし、

同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定管理者から物件を設けない占用の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 前項の物件を設けない占用に係る利用料金は、別表第5のとおりとする。

別表第1中

「	杉並区立阿佐谷北児童遊園	杉並区阿佐谷北一丁目11番3号	」を
	杉並区立西田第二児童遊園	杉並区荻窪一丁目57番33号	
「	杉並区立阿佐谷北児童遊園	杉並区阿佐谷北一丁目11番3号	」に

改める。

別表第4(1)を次のように改める。

(1) 茶室

名称	使用料		
	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	延長使用料
かし 柏の宮公園茶室	4,200円	5,700円	1,000円

付記 午前及び午後を引き続き使用する場合に限り、管理上支障がないときは、その中間時間の使用を承認し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

別表第5を削り、別表第4の次に次の2表を加える。

別表第5 物件を設けない占用に係る利用料金(第21条の9、第21条の13関係)

種別	単位	金額	
写真撮影のための臨時的な占有	1時間	1,912円	
ロケーション	同	16,875円	
その他の占有	競技会、集会	1平方メートル、1日	45円
	前記以外の場合	同、同	45円

付記 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。

別表第6 有料施設の利用料金(第21条の9、第21条の13関係)

名称	利用料金

	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	延長利用料金
大田黒公園茶室	2,400円	3,200円	600円
角川庭園茶室	500円	700円	100円
角川庭園詩歌室1	1,000円	1,400円	400円
角川庭園詩歌室2	700円	900円	100円

付記

- 1 大田黒公園茶室又は角川庭園茶室の午前及び午後を引き続き使用する場合に限り、管理上支障がないときは、その中間時間の使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を収受する。
- 2 角川庭園詩歌室を使用する場合において、使用時間を延長して午前及び午後の間間時間を使用するときは、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、表に掲げる延長利用料金を収受する。

第2条 杉並区立公園条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項及び第21条の9第2項中「別表第6」の次に「又は別表第7」を加える。

第21条の13第3項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第7項中「有料施設」の次に「（別表第6又は別表第7に規定する施設に限る。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 有料施設（別表第7に規定する施設に限る。）を観覧しようとする者は、同表に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

別表第2中

売店等（移動販売車）		同、1日	1,500円	を
売店等（ ^{てき} 荻外荘公園）		同、1日	1,500円	
売店等（ ^{てき} 荻外荘公園）	売店等1	1か所、1月	9,500円	に
	売店等2	同、同	6,500円	
	売店等3	同、同	19,000円	

改める。

別表第 6 中

角川庭園詩歌室 2	700円	900円	100円
-----------	------	------	------

角川庭園詩歌室 2	700円	900円	100円
荻外荘公園和室 1	800円	1,100円	200円
荻外荘公園和室 2	700円	900円	100円
荻外荘公園和室 3	300円	400円	100円

改め、同表付記 1 中「又は角川庭園茶室」を「、角川庭園茶室又は荻外荘公園和室」に改める。

別表第 6 の次に次の 1 表を加える。

別表第 7 有料施設の利用料金の限度額（第 21 条の 9、第 21 条の 13 関係）

名称		種別	利用料金		
			単位	金額	
荻外荘公園	荻外荘	観覧券	1人、1日	一般	300円
				小・中学生	150円
		定期観覧券	1人、1年	一般	1,200円
				小・中学生	600円

付記 「一般」とは、小・中学生以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者を除く。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第 4 項の規定 公布の日
 - (2) 第 1 条中杉並区立公園条例別表第 1 の改正規定 令和 5 年 12 月 1 日
 - (3) 第 2 条並びに附則第 5 項及び第 6 項の規定 公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日
- 2 この条例の施行の前日に区長に対して行われた杉並区立大田黒公園及び杉並区立角川庭園における物件を設けない占用（第 1 条の規定による改正後の杉並区立

公園条例別表第5に規定するものに限る。以下同じ。)の申請その他の行為又は区長が行った当該公園における物件を設けない占用の許可その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に区長に対して行われた第1条の規定による改正後の杉並区立公園条例別表第6に規定する角川庭園茶室、角川庭園詩歌室1及び角川庭園詩歌室2の使用の申請その他の行為又は区長が行った当該施設の使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。

4 第2条の規定による改正後の杉並区立公園条例別表第6に規定する^{てき}荻外荘公園和室1、荻外荘公園和室2及び荻外荘公園和室3の使用の承認その他の附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

5 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に区長に対して行われた杉並区立荻外荘公園における物件を設けない占用の申請その他の行為又は区長が行った当該公園における物件を設けない占用の許可その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。

6 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に区長に対して行われた第2条の規定による改正後の杉並区立公園条例別表第6に規定する荻外荘公園和室1、荻外荘公園和室2及び荻外荘公園和室3の使用の申請その他の行為又は区長が行った当該施設の使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。

杉並区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区立公園条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（占用料）</p> <p>第12条 都市公園を占用する者（<u>第21条の7に規定する指定管理者から物件を設けない占用の許可を受けて占有する者を除く。</u>）からは、別表第3に定める占用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>（有料施設の使用料）</p> <p>第17条 有料施設（<u>別表第6に規定する施設を除く。</u>）の使用料は、別表第4のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>（監督処分）</p> <p>第21条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この章の規定によつてした許可若しくは承認（<u>第21条の7第1号の規定による許可又は同条第3号の規定による承認を含む。</u>以下この条において同じ。）を取り消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、都市公園を原状に回復すること若しくは都市公園から退去することを命ずることができる。</p>	<p>（占用料）</p> <p>第12条 都市公園を占用する者_____からは、別表第3に定める占用料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>（有料施設の使用料）</p> <p>第17条 有料施設（<u>別表第5に規定する施設を除く。</u>）の使用料は、別表第4のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>（監督処分）</p> <p>第21条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この章の規定によつてした許可若しくは承認（<u>第21条の7第2号</u>_____の規定による承認を含む。</p> <p>以下この条において同じ。）を取り消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、都市公園を原状に回復すること若しくは都市公園から退去することを命ずることができる。</p>

(1)～(3) 略

2 略

(指定管理者による管理)

第21条の7 区長は、都市公園の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

(1) 第11条の規定により、物件を設けない占有を許可すること及び都市公園の管理のため必要な範囲内でその許可に条件を付すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の取消し等)

第21条の9 略

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に都市公園の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の

(1)～(3) 略

2 略

(指定管理者による管理)

第21条の7 区長は、都市公園の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の取消し等)

第21条の9 略

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に有料施設の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の

期間が終了するまでの間、区長は、別表第5に定める額の範囲内において区長が定める占用料を徴収し、及び別表第6に定める額の範囲内において区長が定める使用料を徴収する。

- 3 前項の場合における同項の占用料及び使用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。

(利用料金等)

第21条の13 指定管理者から物件を設けない占用の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

- 2 前項の物件を設けない占用に係る利用料金は、別表第5のとおりとする。

3 有料施設（別表第6に規定する施設に限る。以下この条において同じ。）に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

4 有料施設の利用料金は、別表第6のとおりとする。

5 前各項の利用料金の收受方法は、規則の定めるところによる。

6 略

期間が終了するまでの間、区長は、別表第5に定める額の範囲内において、

区長が定める使用料を徴収する。

- 3 前項の場合における第17条の規定の適用については、同条第1項中「別表第5」とあるのは「別表第4」と、「除く」とあるのは「除く。次項において同じ」と、「別表第4」とあるのは「別表第5」と読み替えるものとする。

(利用料金等)

第21条の13

____ 有料施設（別表第5に規定する施設に限る。以下この条において同じ。）に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 有料施設の利用料金は、別表第5のとおりとする。

3 前2項の利用料金の收受方法は、規則の定めるところによる。

4 略

7 第19条及び第20条の規定は、指定管理者が物件を設けない占有を許可し、利用料金を収受する場合又は有料施設の使用を承認し、利用料金を収受する場合について準用する。この場合において、第19条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料又は占有料（以下「使用料等」という。）」とあるのは「利用料金」と、第20条中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 第19条及び第20条の規定は、指定管理者が_____有料施設の使用を承認し、利用料金を収受する場合について準用する。この場合において、第19条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料又は占有料（以下「使用料等」という。）」とあるのは「利用料金」と、第20条中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第2条による改正（杉並区立公園条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(有料施設の使用料)</p> <p>第17条 有料施設（別表第6 <u>又は別表第7</u>に規定する施設を除く。）の使用料は、別表第4のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第21条の9 略</p> <p>2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に都市公園</p>	<p>(有料施設の使用料)</p> <p>第17条 有料施設（別表第6 _____に規定する施設を除く。）の使用料は、別表第4のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第21条の9 略</p> <p>2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に都市公園</p>

の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第5に定める額の範囲内において区長が定める占用料を徴収し、及び別表第6又は別表第7に定める額の範囲内において区長が定める使用料を徴収する。

3 略

(利用料金等)

第21条の13 略

2 略

3 有料施設（別表第6に規定する施設に限る。次項 _____ において同じ。）に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

4 略

5 有料施設（別表第7に規定する施設に限る。）を観覧しようとする者は、同表に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

6 略

7 略

8 第19条及び第20条の規定は、指定管理者が物件を設けない占有を許可し、利用料金を収受する場合又は有料

の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第5に定める額の範囲内において区長が定める占用料を徴収し、及び別表第6 _____ に定める額の範囲内において区長が定める使用料を徴収する。

3 略

(利用料金等)

第21条の13 略

2 略

3 有料施設（別表第6に規定する施設に限る。以下この条において同じ。）に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

4 略

5 略

6 略

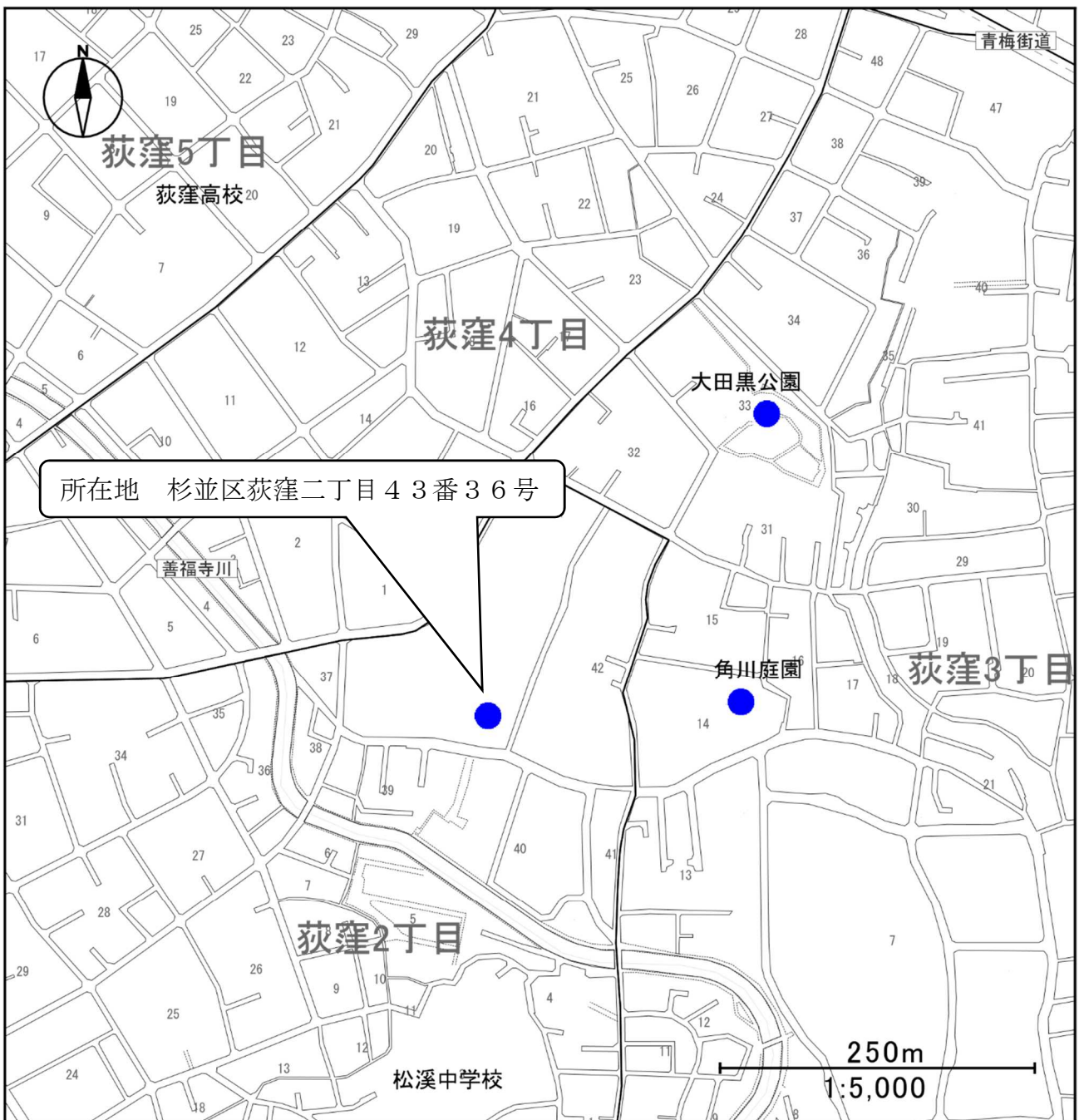
7 第19条及び第20条の規定は、指定管理者が物件を設けない占有を許可し、利用料金を収受する場合又は有料

施設（別表第6又は別表第7に規定する施設に限る。）の使用を承認し、利用料金を収受する場合について準用する。この場合において、第19条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）」とあるのは「利用料金」と、第20条中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

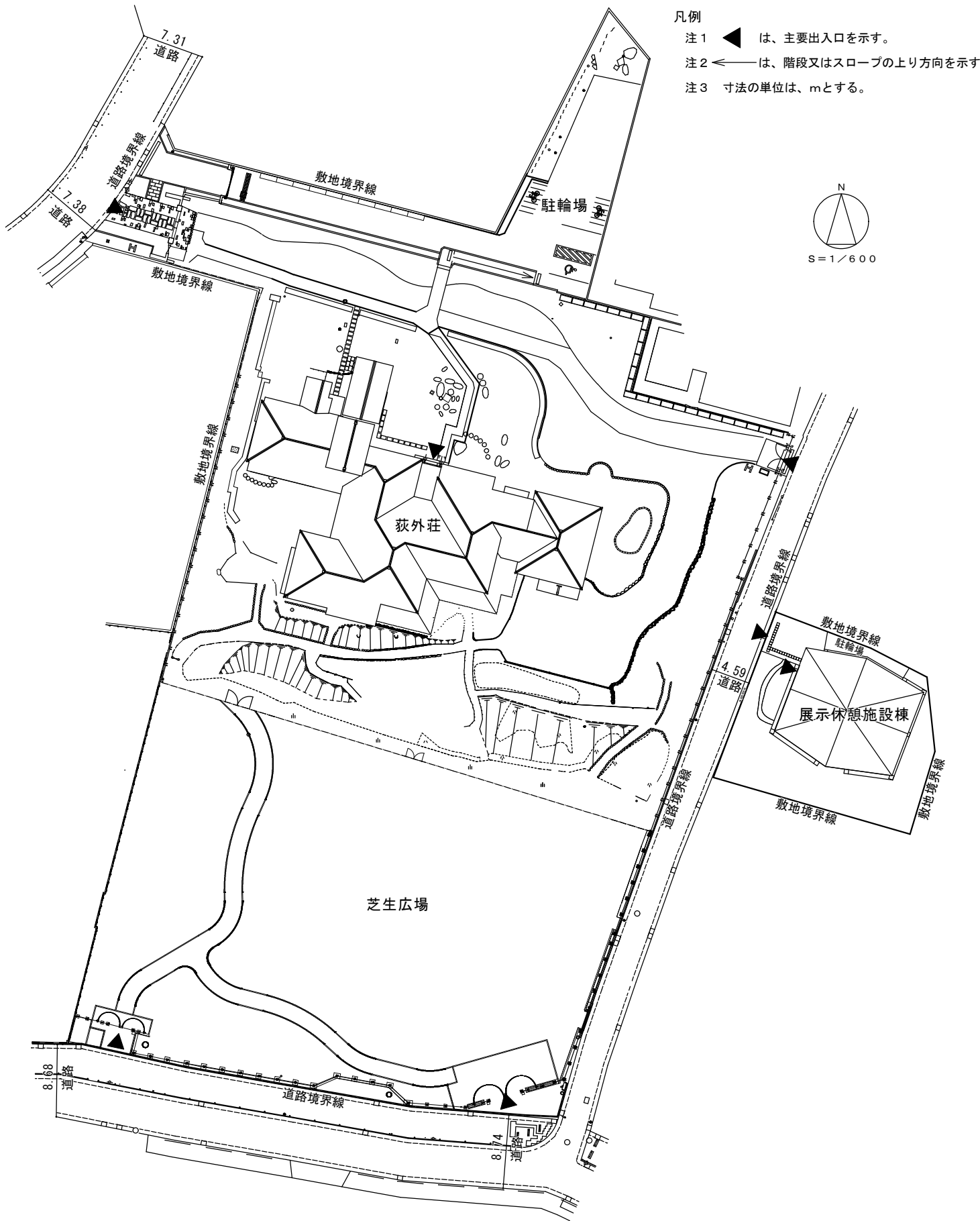
施設_____の使用を承認し、利用料金を収受する場合について準用する。この場合において、第19条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）」とあるのは「利用料金」と、第20条中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

案内図

杉並区立荻外荘公園

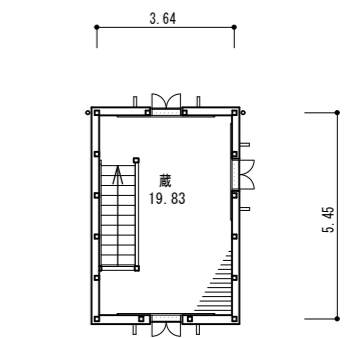
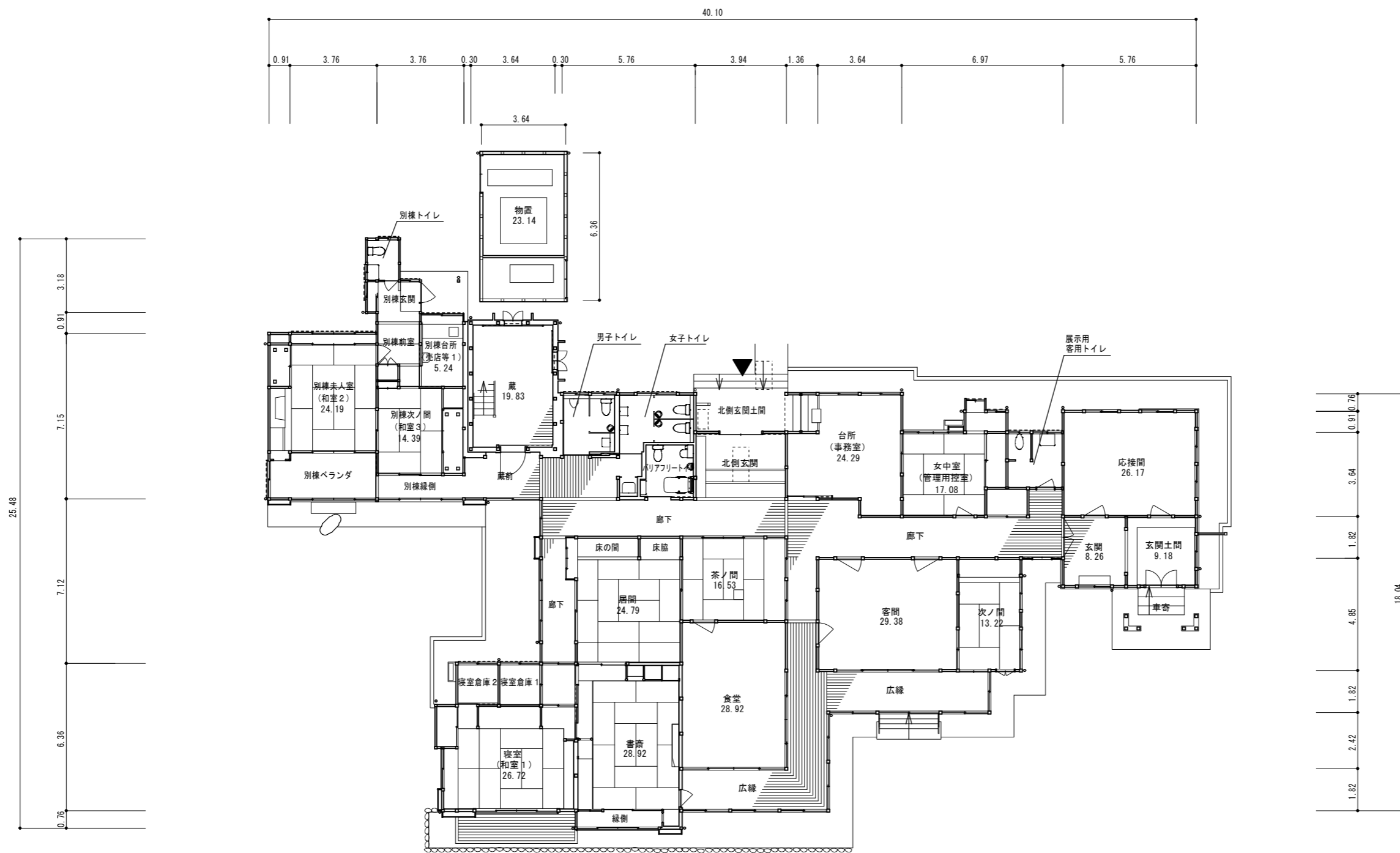


杉並区立荻外荘公園 配置図



施設名	荻外荘			展示休憩施設棟		
構造	木造 地上1階建て(蔵は地上2階建て)			鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上2階建て		
敷地面積	7,050.61㎡					
建築面積	538.66㎡			136.65㎡		
延床面積	1階	2階	計	1階	2階	計
	521.39㎡	19.83㎡	541.22㎡	130.88㎡	128.49㎡	259.37㎡

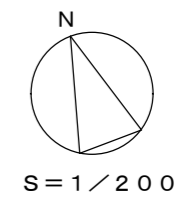
杉並区立荻外荘公園 平面図



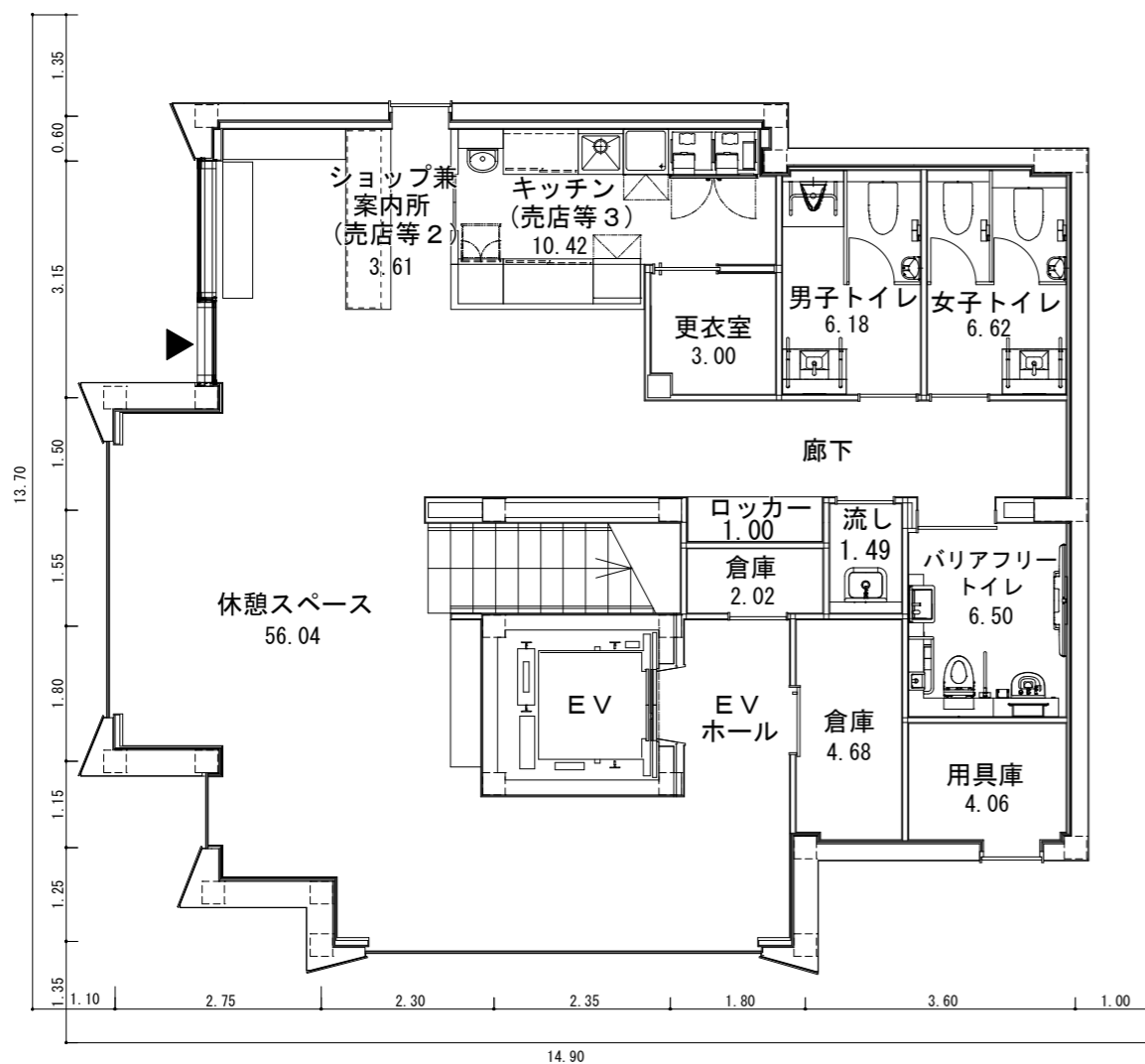
荻外荘 2階平面図

- 凡例
- 注1 ◀ は、主要出入口を示す。
 - 注2 ← は、階段又はスロープの上り方向を示す。
 - 注3 寸法の単位は、mとする。
 - 注4 各室の数字は、面積 (m²) を示す。

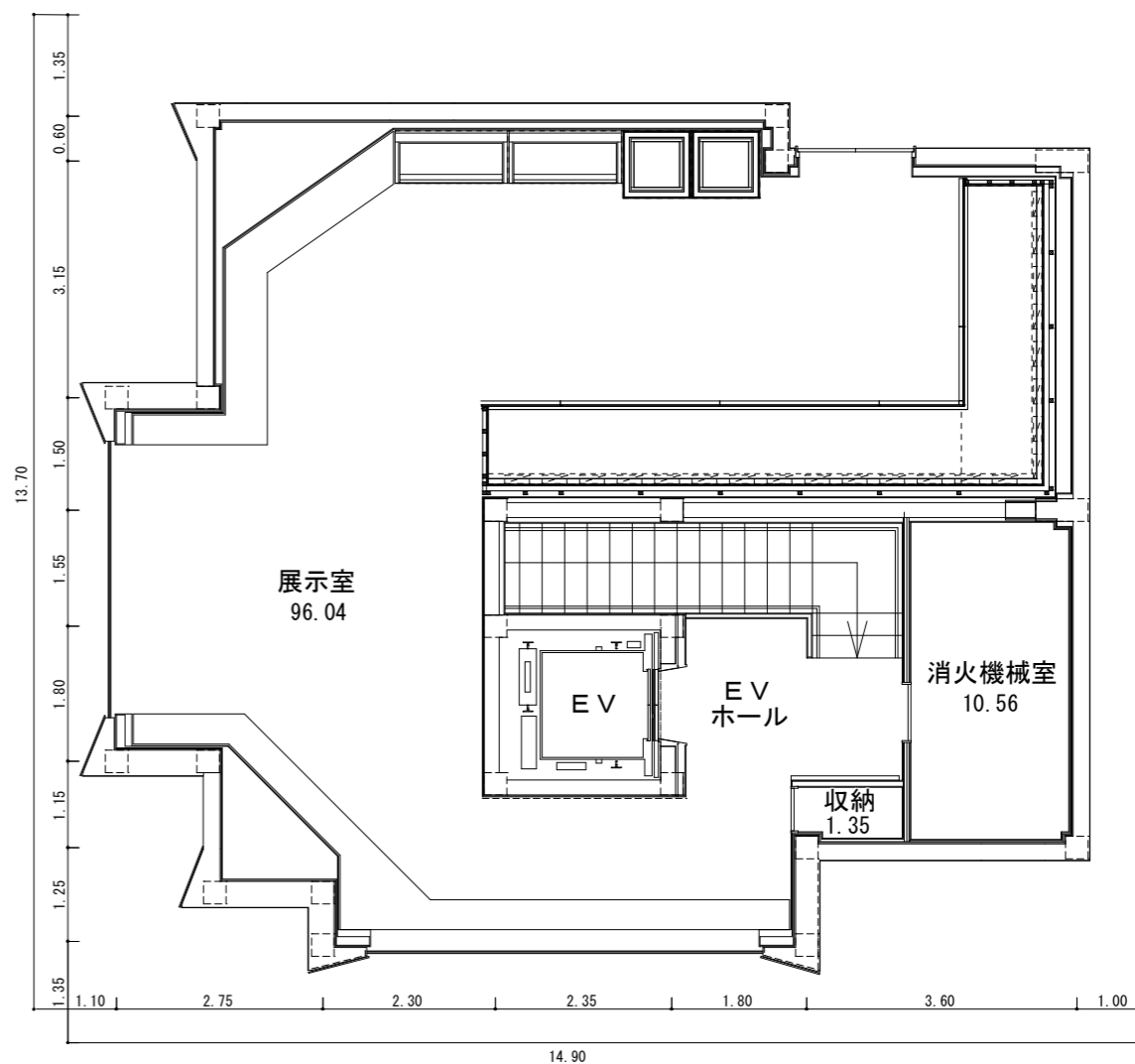
荻外荘 1階平面図



杉並区立荻外荘公園 平面図



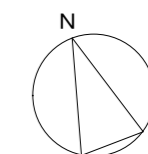
展示休憩施設棟 1階平面図



展示休憩施設棟 2階平面図

凡例

- 注1 ◀ は、主要出入口を示す。
- 注2 ← は、階段の上り方向を示す。
- 注3 寸法の単位は、mとする。
- 注4 各室の数字は、面積 (㎡) を示す。



S = 1 / 100

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年10月16日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第30号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例（平成5年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1 杉並区立西荻窪西自転車駐車場の項、杉並区立阿佐ヶ谷東自転車駐車場の項、杉並区立阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場の項及び杉並区立高円寺東高架下自転車駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和5年10月16日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第31号

杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区プールの衛生管理等に関する条例（昭和50年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「について」を「が当該プールの経営を譲渡し、又は許可経営者について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該プールの経営を譲り受けた者又は相続人」に改める。

第2条 杉並区興行場法施行条例（昭和59年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「により」の次に「、譲渡」を加える。

第3条 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の17の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

第4条 杉並区旅館業法施行条例（平成24年杉並区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区プールの衛生管理等に関する条例（以下「新プール衛生管理等条例」という。）第3条の2の規定は、この条例の施行の日前にプールの経営の譲渡があった場合における当該プールの経営を譲り受けた

者については、適用しない。

- 3 区長は、当分の間、新プール衛生管理等条例第3条の2第1項の規定により許可経営者の地位を承継した者（プールの経営の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならない。

杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正 (杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(地位の承継)</p> <p>第3条の2 前条第1項の規定によりプールの経営の許可を受けた者(以下「許可経営者」という。)が当該プールの経営を譲渡し、又は許可経営者について相続、合併若しくは分割(当該プールの経営を承継させるものに限る。)があつたときは、当該プールの経営を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 略</p>	<p>(地位の承継)</p> <p>第3条の2 前条第1項の規定によりプールの経営の許可を受けた者(以下「許可経営者」という。)について</p> <hr/> <p>相続、合併又は分割(当該プールの経営を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人</p> <hr/> <p>(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 略</p>

第2条による改正 (杉並区興行場法施行条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(営業許可等)</p>	<p>(営業許可等)</p>

第3条 略

2 略

3 法第2条の2第2項の規定により、譲渡、相続、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届書を、区長に提出しなければならない。

4 略

第3条 略

2 略

3 法第2条の2第2項の規定により____、相続、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届書を、区長に提出しなければならない。

4 略

第4条による改正（杉並区旅館業法施行条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(宿泊を拒むことができる事由) 第6条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略	(宿泊を拒むことができる事由) 第6条 法第5条第3号____の条例で定める事由は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略

杉並区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年10月16日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第32号

杉並区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

杉並区空家等対策協議会条例（平成27年杉並区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

杉並区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(所掌事項) 第2条 協議会は、 <u>法第7条第1項</u> に規定する空家等対策計画の作成、変更及び実施に関する事項その他空家等に関する施策に関する重要な事項について、区長の諮問に応じ、答申する。	(所掌事項) 第2条 協議会は、 <u>法第6条第1項</u> に規定する空家等対策計画の作成、変更及び実施に関する事項その他空家等に関する施策に関する重要な事項について、区長の諮問に応じ、答申する。